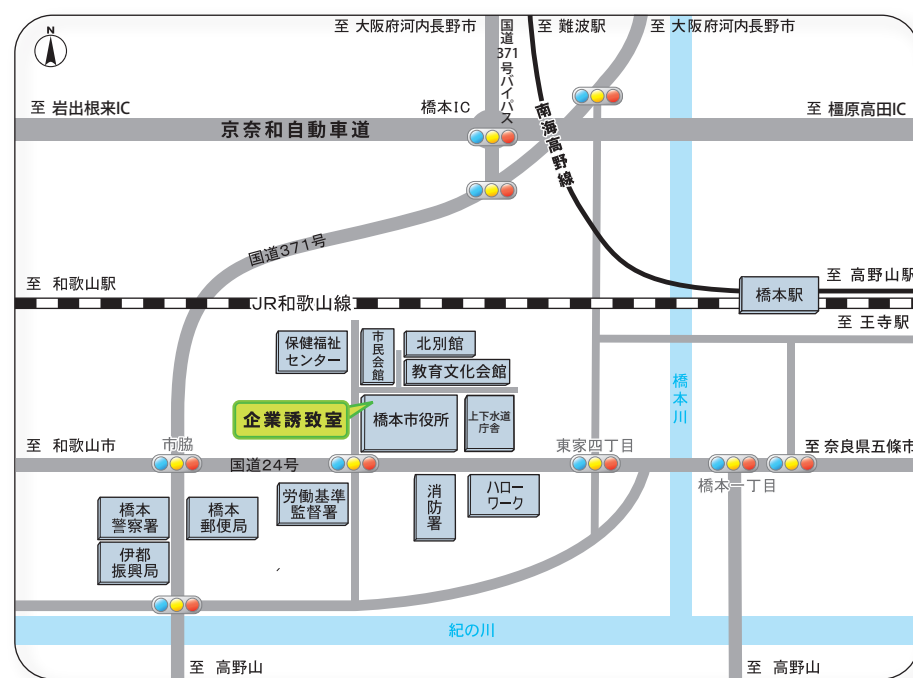




問い合わせ先

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
 橋本市 経済推進部 企業誘致室
 TEL: 0736-33-1211 FAX: 0736-33-2674
 URL: <https://www.city.hashimoto.lg.jp/>
 E-mail: shoko@city.hashimoto.lg.jp

令和4年1月作成

企業力

企業立地ガイド



和歌山県橋本市

<https://www.city.hashimoto.lg.jp/>

～災害に強い内陸型工業団地～ あやの台北部用地の立地メリット

1 良好な交通アクセス

橋本市は関西のほぼ中心に位置しており、関西主要都市である大阪、京都、神戸は半径 80 km 圏内です。また、「京奈和自動車道」、「国道 371 号バイパス」、「国道 480 号」の整備により、近畿・中部地方への交通アクセスが格段に向上しており、橋本市のポテンシャルが高まっています。

2～6 ページ

3 企業ニーズに合わせて 大小様々な用地をご提案

約 3,000 ㎡の小規模用地から約 50,000 ㎡の大規模用地まで、企業ニーズに合わせてご提案します。

7～10 ページ

5 幅広い業種に活用可能な 充実した奨励金と税優遇

和歌山県と橋本市、併せて最高 150 億円の奨励金制度があります。また、地域未来投資促進法および半島振興法等の税優遇も充実しています。

13～18 ページ

2 海拔 200m の高台に 位置する内陸型工業団地

あやの台北部用地は、海拔 200m の高台に位置する BCP やリスク分散に優れた『内陸型工業団地』です。また、工業団地内は住宅等を建築することができない特別用途地区に指定されており操業に専念することができます。

7～10 ページ

4 人材確保を支援

和歌山県と連携した企業ガイダンスの開催や近隣高校と企業の『橋渡し』を行うなど、企業の人材確保をバックアップします。

11～12 ページ

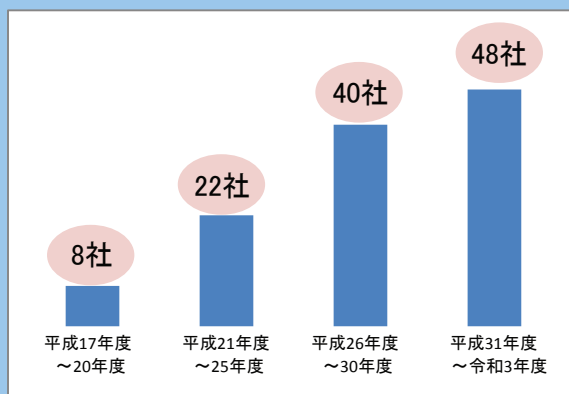
6 ワンストップサービスで スムーズな操業を支援

建築・消防・環境関係など新規立地に伴う各種行政手続きが円滑に進むようお手伝いします。

19～22 ページ

進む企業誘致！誘致企業による地域活性化！

誘致企業数実績（累計）



誘致企業による『地域活性化』

誘致企業と地元地域資源がコラボし商品を開発。誘致企業による『地域活性化』が期待されています。

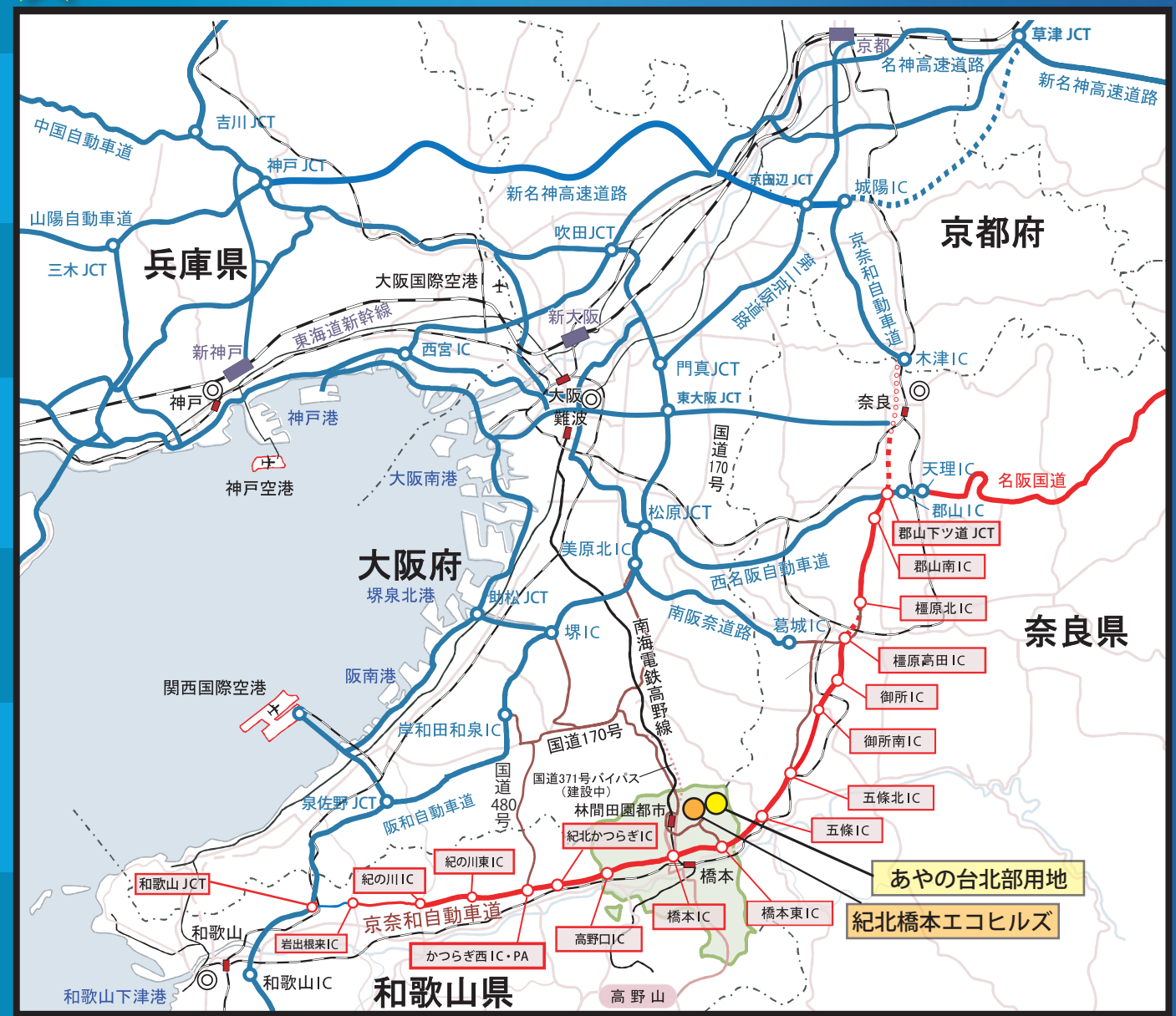
■化粧品容器

橋本市産の柿を配合した化粧品の専用容器 ((株) 9 Times)

■はたごんぼまめ

橋本市特産品のはたごんぼを使用した菓子 (光栄ピーナッツ (株))

★ 交通アクセス



車でのアクセス

交通アクセスが格段に向上！

■国道 371 号バイパスの整備により

富田林市 → 約 40 分

■国道 480 号線の整備により

和泉市 → 約 40 分

■関西の中心部まで

大阪市内 → 約 60 分

■主要な IC まで

美原北 IC → 約 48 分

■京奈和自動車道の整備により

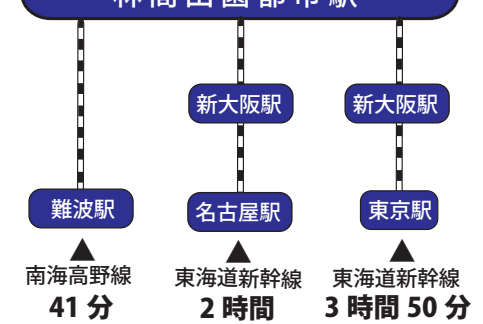
橿原高田 IC → 約 30 分

■主要な空港まで

関西空港 → 約 45 分

電車でのアクセス

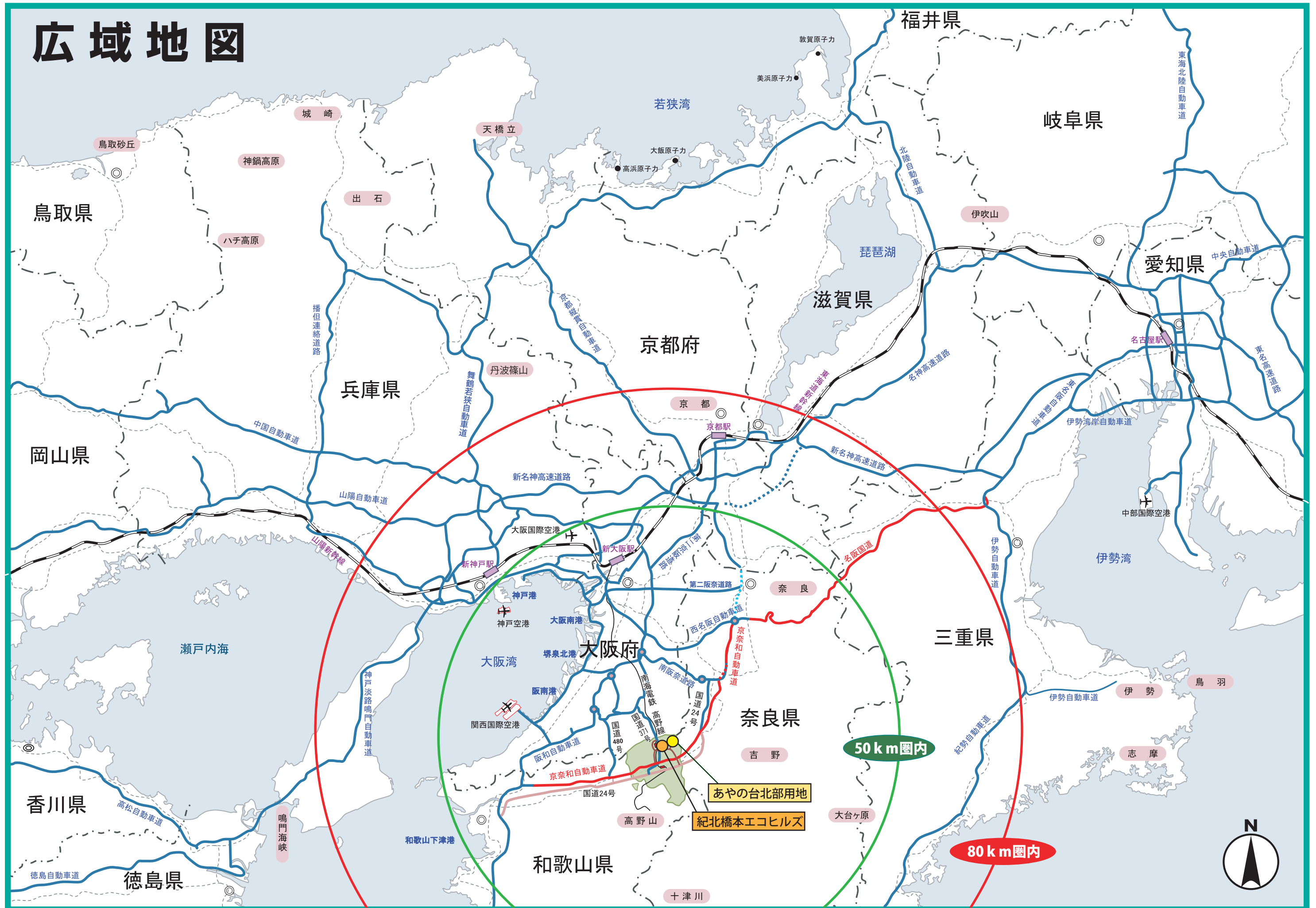
林間田園都市駅



Hashimoto × Access



広域地図





あやの台北部用地（第1次事業）

分譲価格 29,000円/㎡（目安）

申込方法 随時申込受付中
詳細についてはお問い合わせいただくか、橋本市ホームページをご覧ください。



地区概要

事業主体	橋本市
所在地	橋本市隅田町山内、平野、真土の一部
開発面積	全体：約 1,410,000 ㎡ 第1次事業：約 950,000 ㎡
排水	公共下水道計画区域内で污水管へ接続可 ただし、排水量については要協議
電力	普通高圧：6.6kV 特別高圧：要協議
用水	上水道：650 ㎡/日（第1次事業全体）
ガス	プロパンガス
建ぺい率	60%
容積率	200%
用途地域	工業地域 ※特別用途地区
希望業種	製造業、物流関連業等
地域指定	●半島振興対策実施地域 ●地域未来投資促進法に基づく促進地域 ●地域活力向上地域（移転型・拡充型）

交通アクセス

車で			
大阪市内	約 60 分		あやの台北部用地
富田林市	約 40 分		
和泉市	約 40 分		
橿原高田 IC	約 30 分		
電車で			
南海電鉄 難波駅	約 41 分	車で 約 10 分	南海電鉄 林間田園都市駅
南海電鉄 堺東駅	約 28 分		
南海電鉄 河内長野駅	約 13 分		



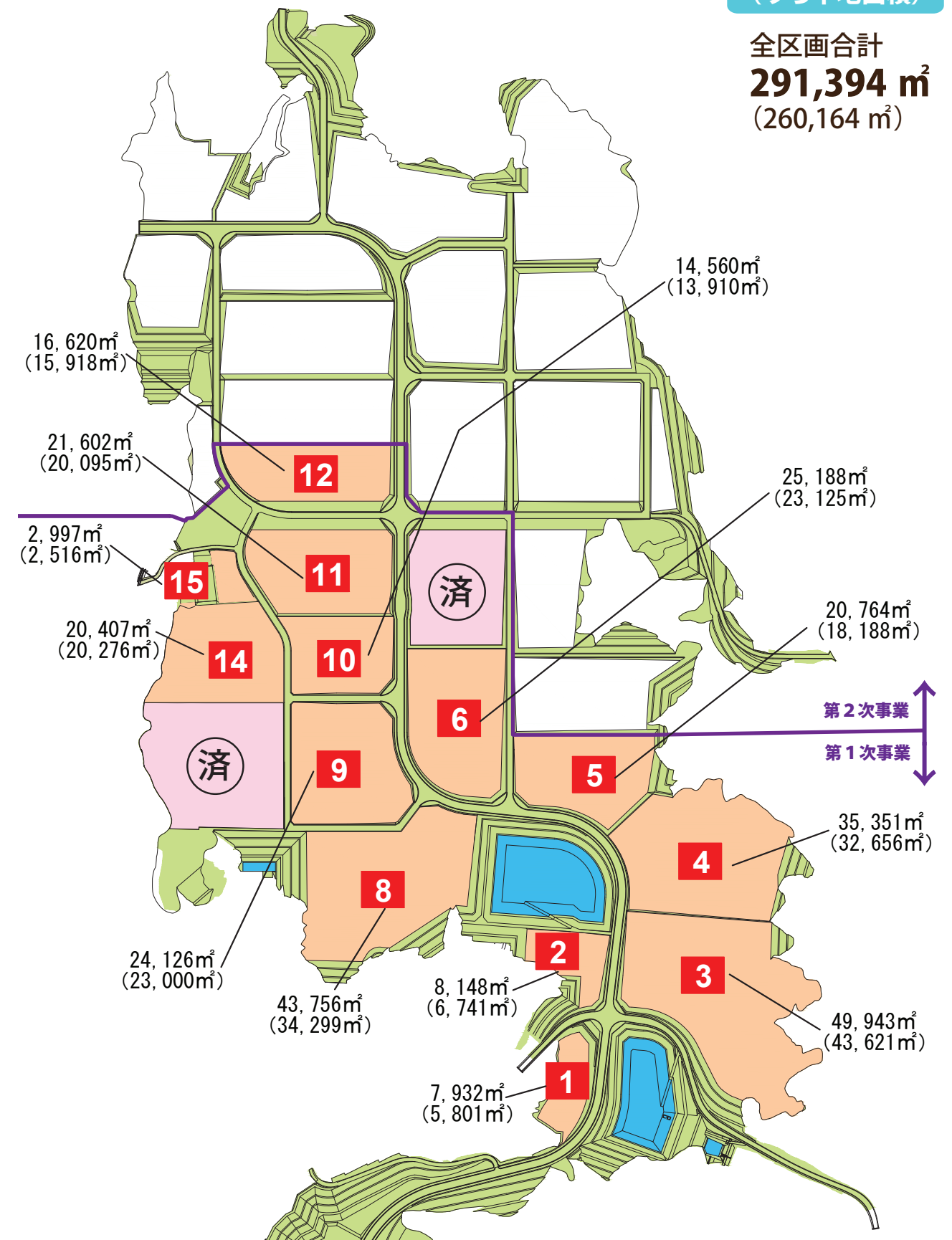
◇問い合わせ先◇

橋本市 経済推進部 企業誘致室 ☎ 0736-33-1211

区画図

分譲エリア
（うち平地面積）

全区画合計
291,394 ㎡
(260,164 ㎡)



紀北橋本エコヒルズ

あやの台北部用地

小峰台用地

紀ノ光台用地

彩の台商業施設用地

紀ノ光台 Sゾーン用地

京奈和自動車道

橋本東IC

11 12 13

彩の台商業施設用地

Plot Number	Area (m ²)
1	5,089
2	7,605
3	9,850
4	9,608

南海電気鉄道(株) 不動産営業本部 ☎06-6644-7012



橋本市の概要

橋本市



位置・地勢

和歌山県の北東端に位置し、北には大阪府河内長野市、東には奈良県五條市が隣接しています。橋本市の中心部には、紀の川が東西に流れており、北部には河岸段丘からなる丘陵地、南部には紀伊山地が連なっています。

人口

総数	61,063 人
男	28,794 人
女	32,269 人
世帯数	27,392 世帯

(令和3年11月時点)

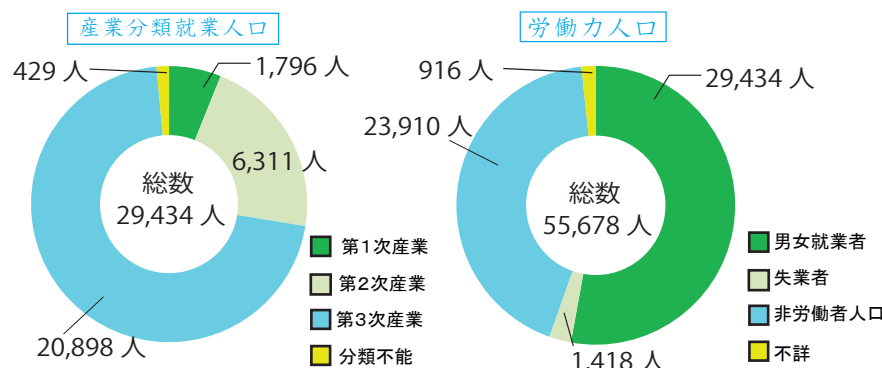
気候

平均気温	16.5℃
最高気温	39.7℃
最低気温	-3.7℃
降水量	1,470.5 mm

(資料：橋本市消防本部)

労働力

資料：平成27年度国勢調査



京奈和自動車道の延伸や国道371号バイパス、国道480号の整備により通勤範囲が拡大しています。

(参考)	
紀の川市	60,592 人
岩出市	54,138 人
河内長野市	101,974 人
和泉市	184,672 人
五條市	28,802 人
御所市	24,575 人

(令和3年11月時点)

取り組み

企業活動を支援

●官民連携 BCP

紀北橋本エコヒルズでは「高台に位置する内陸型工業団地」が強みとなり、国より国土強靱化計画における官民連携BCPの策定業務エリアに選定されています。自助・公助・共助が支え合い事業継続が図れるよう、官民が一体となって災害対策等について検討しています。

橋本生活を支援

●子育て

橋本市には17の保育施設の他、子育てを地域で相互援助するファミリーサポートセンター「スマイリー」もあります。また、乳幼児・小中学生医療費補助制度等、各種助成制度も充実しており、安心して子育てができるまちです。

産業

パイル織物

高野口地方のパイル織物は、新幹線のシートや、インテリア用品等に使用されており日本一の生産高を誇ります。



紀州へら竿

100年以上の伝統を受け継いだ手作りの竿。1本1本に竿師の魂が宿る国の伝統的工芸品にも指定されています。



余暇

橋本市には幅広い年齢層が利用できる公園や四季折々の催し等があり、充実した余暇を過ごすことができます。



高野口公園桜まつり



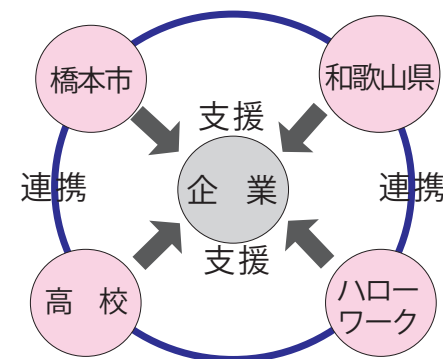
杉村やすらぎ広場

人材支援

橋本市では、企業の従業員確保および地元雇用を促進するため、橋本市独自の取り組みの他、『和歌山県・高校・ハローワーク等関係機関』と連携し、企業のニーズに応じた『人材支援のコーディネート』を行っています。

企業と高校をつなぐ

企業や高校の希望をもとに調整を行う「高校別企業ガイダンス」の実施や企業が高校訪問をする際の日程調整や同行訪問等、企業と高校をつなぐきめ細やかな取り組みを行っています。



橋本市周辺の主な高校

(※就職希望の生徒が多い高校)

- 紀北工業高等学校
機械科・電気科・システム化学科
- 伊都中央高等学校
普通科(昼・夜・通信制)
- 紀北農芸高等学校
施設園芸科・生産流通科・環境工学科
- 笠田高等学校
普通科・情報処理科・総合ビジネス科

オール橋本で支援

他部署と連携し橋本市に移住を希望する方へ、橋本市の暮らしと仕事について魅力を発信するフェアを開催しています。

また、橋本市就職情報サイト「橋本で働こう」には、求人情報の他、就職説明会等イベント情報を掲載し地元就職を応援しています。

和歌山県との連携

橋本市では、和歌山県と連携し、様々な取り組みを行っています。

主な取り組みとして、県内高校生を対象とした「応募前企業ガイダンス」を実施。県内企業の魅力を発信し、企業の人材支援および地元就職を促しています。



令和3年7月開催 応募前企業ガイダンス

職業安定局との連携

誘致企業における従業員募集状況調査の他、随時職業安定局と情報交換を行う等、管内における雇用状況の把握に努めています。

また、企業の希望に応じて職業安定局との情報交換の場の調整等も行っています。

有効求人倍率

全国	1.15倍
近畿	1.06倍
ハローワーク橋本管内	1.27倍

令和3年10月時点

掲載企業募集中 橋本市就職情報サイト OPEN



地元の学生や市外の大学に進学した学生、市内にお住まいの方、Uターンや移住希望者などを橋本市で正社員として雇用する予定、意欲のある企業を募集しています。
掲載にかかる登録は無料ですので、ぜひお申込みください！

掲載条件

- ・市内に本社又は事務所がある企業(工場等建設予定の企業を含む)
- ・橋本市内の勤務地において正規雇用を予定している企業
- ・その他掲載条件については、橋本市HPをご覧ください。

申込み方法

橋本市HPをご覧ください
URL: <http://urx.mobi/KKAQ>
(短縮URLを使用します)

お問い合わせ

橋本市経済推進部シティセールス推進課
〒640-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
電話 0736-33-1111(代) FAX 0736-33-1665



奨励金制度

橋本市奨励金制度

橋本市で新たに土地または既設の建物を取得・賃借し、対象施設(*1)を新設・増設・移設する企業が一定の要件を満たす場合、奨励金(*2)を交付します。

■工場等立地奨励金【対象業種：製造業、物流関連業、宿泊業】

交付要件		奨励金額	交付期間	限度額
①土地または既設の建物を取得・賃借した翌日から起算して1年以内に対象施設の新設等に係る建設等に着手すること	投下・増加固定資産総額 5,000 万円以上 新規雇用者数 5 人以上	固定資産税相当額 ×100%	5 年	4 億円 (累計)
	投下・増加固定資産総額 50 億円以上 新規雇用者数 25 人以上	固定資産税相当額 ×100%	5 年	8 億円 (累計)
②対象施設の新設等の建設等に着手するまでに橋本市と協定を締結すること	投下・増加固定資産総額 100 億円以上 新規雇用者数 50 人以上	固定資産税相当額 ×100%	5 年	50 億円 (累計)

■特定物流施設立地奨励金【対象業種：特定物流施設】※投下・増加固定資産総額については土地を除く

交付要件		奨励金額	交付期間	限度額
①土地または既設の建物を取得・賃借した翌日から起算して1年以内に対象施設の新設等に係る建設等に着手すること	投下・増加固定資産総額 10 億円以上 新規雇用者数 5 人以上	固定資産税相当額 ×100%	5 年	4 億円 (累計)
	投下・増加固定資産総額 50 億円以上 新規雇用者数 25 人以上	固定資産税相当額 ×100%	5 年	8 億円 (累計)
②対象施設の新設等の建設等に着手するまでに橋本市と協定を締結すること	投下・増加固定資産総額 100 億円以上 新規雇用者数 50 人以上	固定資産税相当額 ×100%	5 年	50 億円 (累計)
③和歌山県の誘致対象業種に該当し、和歌山県と協定を締結すること				

■オフィス・研究施設経営支援奨励金／オフィス・研究施設立地奨励金【対象業種：情報通信業、学術・開発研究機関】

交付要件		奨励金額	交付期間	限度額
◇オフィス・研究施設経営支援奨励金				
①協定を締結する日から起算して1年以内に操業を開始すること	①新規雇用者数 5 人以上 ②新規雇用者のうち 1 人以上は大卒以上の者	施設賃借料 ×30%	3 年	各年度 1,000 万円
②対象施設の新設等に伴う既設の建物の賃借開始日までに橋本市と協定を締結すること				
◇オフィス・研究施設立地奨励金				
①協定を締結する日から起算して1年以内に操業を開始すること	①投下・増加固定資産総額 1,000 万円以上 ②新規雇用者数 5 人以上 ③新規雇用者のうち 1 人以上は大卒以上の者	固定資産税相当額 ×60%	3 年	3,000 万円 (累計)
②対象施設の新設等の建設等に着手するまでに橋本市と協定を締結すること				

(*1)：製造業、物流関連業、宿泊業、特定物流施設、情報通信業、学術・開発研究機関の用に供される施設。

(*2)：1 事業所に交付できる奨励金はいずれか 1 つ。

用語の定義（橋本市）
☐ 物流関連業 道路貨物運送業および倉庫業の用に供される配送所等並びに物品を保管管理する施設をいう。
☐ 特定物流施設 貨物運送取扱業、製造業、卸売業または小売業を営む事業者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センターまたは流通に伴う簡易な加工場であって物資の仕分けおよび搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備または物資の受注発注の円滑化を図るための情報処理システムを有する施設をいう。
☐ 投下固定資産総額 新事業所を新設または増設するにあたり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額をいう。
☐ 増加固定資産総額 新事業所を移設するにあたり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額から、移設に際し既存の事業所の全部または一部を廃止したことにより減少した土地、家屋並びに償却資産の合計額を減じて得た額をいう。
☐ 新規雇用者 設置者が立地に係る協定の締結日以降に対象施設を新設等するにあたり、新たに雇用された橋本市内に住所を有する者若しくは、対象施設で勤務するために新たに橋本市内に転入した者で、かつ雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出がされ、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者をいう。
☐ 大卒以上の者 大学または大学院（これらに相当する教育を行うと市長が認める学校等を含む）を卒業した者をいう。

和歌山県奨励金制度

和歌山県内に新たに用地を取得または賃借し、対象施設(*1)を建設、取得、賃借または増設する企業が一定の要件を満たす場合、奨励金を交付します。

■工場の奨励金

奨励金の種類	交付要件	新規地元雇用者等の数	奨励金の額	限度額
雇用奨励金	①投下固定資産額 1 億円以上 ②新規地元雇用者と転入雇用者の総数 10 人以上 (うち新規地元雇用者 5 人以上) ③上記①②の要件を操業開始から 1 年目に満たすこと	100 人未満	新規地元雇用者数 + 転入雇用者数 ×30 万円（3 年間適用）	1 億円 (累計)
		100 人以上	新規地元雇用者数 + 転入雇用者数 ×50 万円（3 年間適用）	10 億円 (累計)
立地奨励金	※投下固定資産額については土地を除く	50 人未満	投下固定資産額 ×10%	2 億円
		50 人以上 200 人未満		5 億円
		200 人以上 500 人未満		10 億円
		500 人以上 1,000 人未満		50 億円
本社機能移転奨励金(*2)		1,000 人以上	本社部分の投下固定資産額 ×30%	90 億円
		20 人未満(*3)		1 億円
		20 人以上 30 人未満(*3)		2 億円
		30 人以上(*3)		3 億円

■試験研究施設・オフィス施設の奨励金

奨励金の種類	交付要件	奨励金の額	新規地元雇用者等の数	限度額
雇用奨励金	①新規地元雇用者と転入雇用者の総数 5 人以上	新規地元雇用者数 + 転入雇用者数 ×30 万円（3 年間適用）	20 人未満	1 億円 (累計)
立地奨励金	①新規地元雇用者と転入雇用者の総数 5 人以上	投下固定資産額等 ×30%（*4）	20 人以上 30 人未満	2 億円 (累計)
			30 人以上	3 億円 (累計)

(*1)：対象施設とは、「工場」と「試験研究施設・オフィス施設」であり、それぞれの奨励金の取扱いが異なります。

(*2)：操業を開始した日から 3 年以内に県外から本社機能を移転し、本社登記が行われた場合。

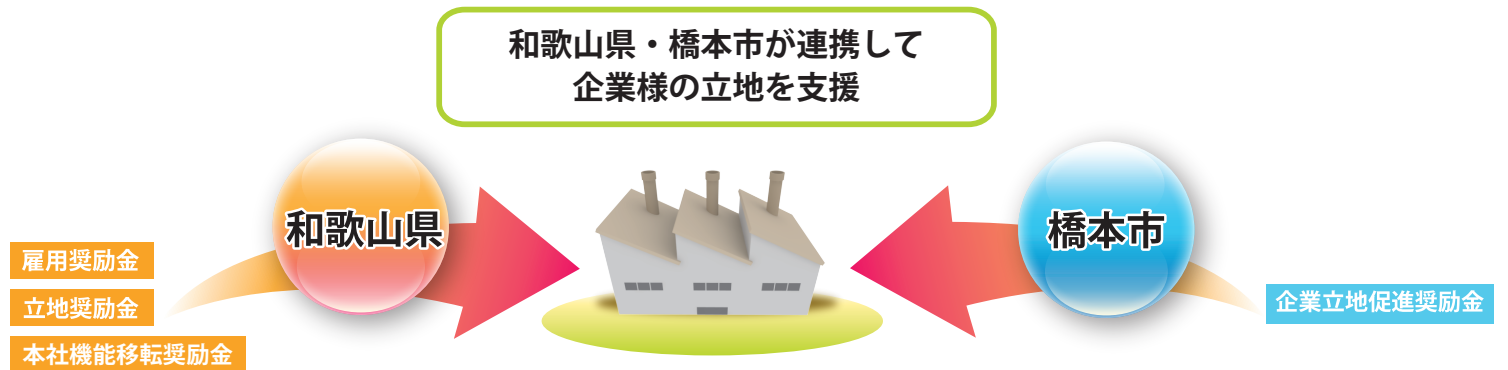
(*3)：新規地元雇用者と当該本社事務に従事する転入雇用者の総数。

(*4)：新規立地に係る投下固定資産額等が 1,000 万円以上の場合に限る。

備考：増設にかかる立地奨励金は、1 億円を限度とします。

用語の定義（和歌山県）
☐ 新規地元雇用者 新規立地する企業が、協定締結日以降に新規立地工場等で勤務することを前提として採用した正社員のうち、県内に住所を有し、基準日に勤務している人。 (2 年目以降は新たに増加した新規地元雇用者とする)
☐ 転入雇用者 新規立地する工場等で勤務するため、県外から県内に住所を移転した正社員で、新規地元雇用者を除いた人。
☐ 正社員 期間の定めのない雇用契約を締結した労働者で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入した人。

※その他奨励金の詳細につきましては、和歌山県企業立地課（☎073-441-2753）へお問い合わせください。



税優遇制度

地域未来投資促進法に基づく税優遇

「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認を受けるとともに国が定める先進性等の基準に適合すると認められた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

国 税			県 税		市 税	
法人税			不動産取得税		固定資産税	
対象設備	特別償却	税額控除	課税免除		課税免除（3年間）	
機械装置・器具備品	40%	4 %	対象事業 戦略的分野に指定された事業	適用要件 承認地域経済牽引事業（主務大臣の承認を受けたものに限る）のための対象施設（建物、土地、構築物）を設置	対象事業 戦略的分野に指定された事業	
上乗せ要件を満たす場合	50%	5 %				適用要件 承認地域経済牽引事業（主務大臣の承認を受けたものに限る）のための対象施設（建物、土地、構築物）を設置
建物・附属設備・構築物	20%	2 %				
対象事業 戦略的分野に指定された事業			適用要件 承認地域経済牽引事業（主務大臣の承認を受けたものに限る）のための対象施設（建物、土地、構築物）を設置			
適用要件 ①総投資額 2,000 万円以上／事業が対象 ②対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は 80 億円／事業を限度とする ③前年度の減価償却費の 10%を超える設備投資が対象						
上乗せ要件 直近事業年度の付加価値額増加率が 8% 以上						
			※土地については取得後 1 年以内に建物の建設に着手すること ※課税免除の対象となる建物は対象事業の用に供する部分 ※課税免除の対象となる土地は対象建物の水平投影部分		※土地については取得後 1 年以内に建物の建設に着手すること ※課税免除の対象となる建物は対象事業の用に供する部分 ※課税免除の対象となる土地は対象建物の水平投影部分 ※償却資産（構築物を除く）は対象外	
			農林漁業関連業種 対象施設の取得価額 5,000 万円超		農林漁業関連業種 対象施設の取得価額 5,000 万円超	
			上記以外の対象業種 対象施設の取得価額 1 億円超	上記以外の対象業種 対象施設の取得価額 1 億円超		
			税率 土地：3 % 建物：4 %	税率 1.4%		
適用期限 令和 5 年 3 月 31 日			適用期限 令和 5 年 3 月 31 日	適用期限 令和 5 年 3 月 31 日		

半島振興法に基づく税優遇

橋本市が策定した「橋本市産業振興促進計画」に適合し、市長の確認を受けた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

国 税		県 税		市 税
法人税・所得税		不動産取得税	事業税	固定資産税
対象設備	工業用機械等の割増償却	不均一課税	不均一課税 (3年間)	不均一課税 (3年間)
機械・装置	普通償却限度額の 32/100	対象事業 ① 製造業、旅館業 ② 農林水産物等販売業、情報サービス業等	適用要件 ① 特別償却設備 (*1) の取得価額が 500 万円以上 （ 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人は 1,000 万円以上 ） （ 資本金 5,000 万円超の法人は 2,000 万円以上 ） ② 特別償却設備の取得価額 500 万円以上 ※土地については取得後 1年以内に当該建物の建設に着手すること ※不均一課税の対象となる建物・附属設備は、対象事業の用に供する部分 ※対象となる土地は、対象建物・附属設備の水平投影部分	不均一課税による税率 《不動産取得税》 土地 3% ➡ 0.3% 建物 4% ➡ 0.4% 《事業税》 初年度分 規定税率 ➡ 規定税率の 1/2 第 2 年度分 規定税率 ➡ 規定税率の 3/4 第 3 年度分 規定税率 ➡ 規定税率の 7/8 《固定資産税》 初年度分 1.4% ➡ 0.14% 第 2 年度分 1.4% ➡ 0.35% 第 3 年度分 1.4% ➡ 0.70%
建物・附属設備、構築物	普通償却限度額の 48/100			
割増償却期間	5 年			
対象事業 ① 製造業、旅館業 ② 農林水産物等販売業、情報サービス業等				
適用要件 ① 対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得価額が 500 万円以上 （ 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人は 1,000 万円以上、資本金 5,000 万円超の法人は 2,000 万円以上 ） ② 対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得価額が 500 万円以上				
(注) ② については資本金 5,000 万円超の法人の場合、 新增設に係る取得が対象				
(注) 取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象				
適用期限 令和 5 年 3 月 31 日		適用期限 令和 5 年 3 月 31 日		

(*1) 特別償却設備とは、国税の割増償却の対象となる機械・装置、建物・附属設備をいいます。

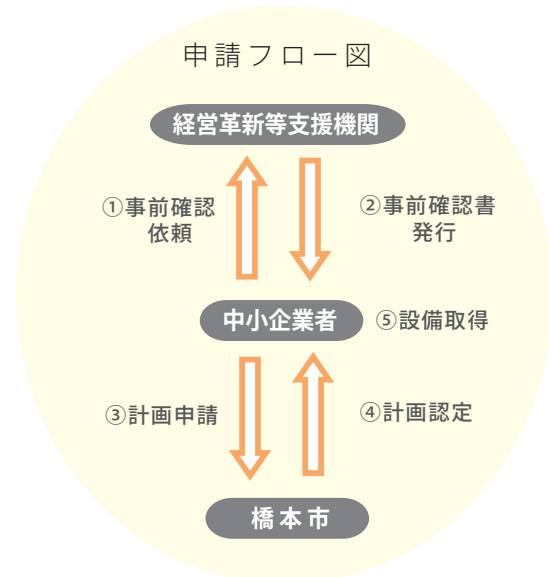
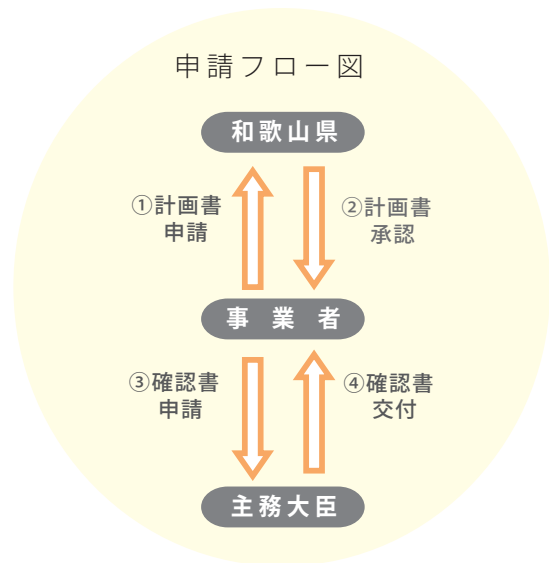
中小企業等経営強化法に基づく税優遇

「先端設備等導入計画」を策定し、市長の認定を受けた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

市 税
固定資産税
課税免除（3年間）
対象者 資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち「先端設備等導入計画」の認定を受けた者
対象設備 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備 生産・販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと 償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期） ＊機械装置（160 万円以上／10 年以内） ＊測定工具及び検査工具（30 万円以上／5 年以内） ＊器具備品（30 万円以上／6 年以内） ＊建物附属設備（60 万円以上／14 年以内） ＊構築物（120 万円以上／14 年以内） ＊事業用家屋（120 万円以上かつ取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備とともに導入されたもの）

戦 略 的 分 野

- ◆成長ものづくり分野
機械器具等製造分野／ロボット等加工・組立分野（医療・福祉分野を含む）／化学工業関連分野（航空・宇宙分野を含む）
- ◆農林水産分野
（食品、6 次産業化等を含む）
- ◆第 4 次産業革命分野
（IT・ソフトウェア・通信技術分野を含む）
- ◆エネルギー・環境分野
- ◆観光分野
- ◆物流関連分野



税優遇制度と融資制度

地域再生法に基づく税優遇

本社機能の移転や拡充に係る整備計画を和歌山県に申請し認定を受け下記の条件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

計画名：和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

対象区域	橋本市において、「移転型事業(*1)」「拡充型事業(*2)」の対象として認定した区域 「移転型事業(*1)」・・・東京 23 区にある本社機能を対象区域に移転し「特定業務施設(*3)」を整備する事業 「拡充型事業(*2)」・・・東京 23 区以外にある本社機能を対象区域に移転し特定業務施設を整備する事業 または和歌山県内にある本社機能を拡充する事業 「特定業務施設(*3)」・・・「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所、または全社的な役割を担う研修所、研究所
要件	i. 和歌山県の地域再生計画に適合すること ①特定業務施設の整備が県の計画に記載する区域内で行われること ②整備される施設が特定業務施設であること
	ii. 特定業務施設において常時雇用する従業員が5人（中小企業は2人）以上増加すること （移転型事業の場合は、過半数が東京 23 区からの移転であること等の要件あり）

国 税			
法人税・所得税			
オフィス減税		雇用促進税制	
移転型	拡充型	移転型	拡充型
オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除 7 %または特別償却 25%	オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除 4 %または特別償却 15%	①増加雇用者 1 人あたり最大 50 万円を税額控除 ②①に加え増加雇用者 1 人あたり 40 万円の税額控除を追加（上乗せ措置）	増加雇用者 1 人あたり最大 30 万円を税額控除
対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 適用要件 特定建物等を取得し、事業の用に供すること ※特定建物等：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物で、取得価格の合計額が 2,000 万円以上（中小企業者の場合は 1,000 万円以上） 限度額 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%		対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 適用要件 特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が 2 人以上など 限度額 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の 20%	

※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度における併用は不可。ただし、雇用促進税制の上乗せ措置についてはオフィス減税との併用可。

県 税					
事業税		不動産取得税		県固定資産税（大規模償却資産）	
移転型	拡充型	移転型	拡充型	移転型	拡充型
課税免除（3 年間）		課税免除	不均一課税	課税免除（3 年間）	不均一課税（3 年間）
適用要件 ①. 平成 27 年 10 月 8 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であること ②. 当該認定を受けた日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設または増設すること ③.②の減価償却資産は、取得価額の合計金額が 3,800 万円（中小企業者等にあっては 1,900 万円）以上のものであること					

市 税	
固定資産税	
移転型	拡充型
課税免除（3 年間）	不均一課税（3 年間）
適用要件 上記、県税の要件と同じ。 ※土地については取得後 1 年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手すること	適用要件 上記、県税の要件と同じ。 ※土地については取得後 1 年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手すること 不均一課税による税率 初年度分 1.4 % ➡ 1 / 10 第 2 年度分 1.4 % ➡ 1 / 3 第 3 年度分 1.4 % ➡ 2 / 3

日本政策金融公庫 地域活性化・雇用促進資金融資制度

地域への経済波及効果の高い事業活動の促進、地域における雇用および地方創生に資する取組の促進などを通じ地域経済の活性化を図る中小企業者が下記の条件を満たした場合、融資制度を活用することができます。

中小企業事業		
融資対象	融資利率	融資限度額、融資期間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	設備資金 2 億 7,000 万円まで・・・特別利率① ただし、新規開業して 7 年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ 2 億 7,000 万円超・・・基準利率 運転資金 基準利率	融資限度額 直接貸付・・・7 億 2,000 万円（うち、運転資金 2 億 5,000 万円） 代理貸付・・・1 億 2,000 万円 融資期間 設備資金・・・20 年以内（うち、据置期間 2 年以内） 運転資金・・・7 年以内（うち、据置期間 2 年以内）
地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	設備資金 2 億 7,000 万円まで・・・特別利率③ 2 億 7,000 万円超・・・基準利率 運転資金 基準利率	

地域経済牽引事業などによる地域経済の活性化や雇用の促進を行う事業者が下記の条件を満たした場合、融資制度を活用することができます。

国民生活事業		
融資対象	融資利率	融資限度額、融資期間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	基準利率、特別利率 A,C	融資限度額 7,200 万円（うち、運転資金 4,800 万円） 融資期間 設備資金・・・20 年以内（うち、据置期間 2 年以内） 運転資金・・・7 年以内（うち、据置期間 2 年以内）

詳細については、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

和歌山県企業立地促進資金貸付制度

和歌山県の産業の振興と、雇用の安定を図ることを目的としたもので、和歌山県内に工場等の新設、増設をする際の資金の一部に関して貸付制度を活用することができます。

対象施設	貸付要件	貸付金
●工場 ●試験研究施設 ●特定業種 ●物流施設 ●観光保養施設	次のいずれの要件にも該当する中小企業者または知事が特に必要と認める者 ①知事の誘致等により工場等の新設等を行う者であること ②雇用対象地域の住民のうちから原則として 5 人以上または新規雇用者数の 1/5 以上のいずれか多い人数を操業開始後 3 ヶ月以内に雇用するものであること	貸付限度額 2 億円（特に必要と認めた場合 25 億円） 貸付金利 貸付実行日の長期プライムレート × 3/4(%) 貸付対象経費 設備資金（土地、建物、機械設備等） 貸付期間 10 年以内（うち、据置期間 2 年以内） 取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

事業所設置にかがる主な届出等

■用地取得・造成関係

法 令 等	内 容	申請期限等	届出先
国土利用計画法	○土地取引に関する届出(法第23条) 下記以上の面積の用地を取得した場合に届出が必要 (ただし、地方自治体、土地開発公社等の所有する土地は除く) ・都市計画区域内:5,000㎡以上 ・都市計画区域外:10,000㎡以上	契約締結の日から 2週間以内に買主が提出	橋本市 総務課 総務管理係
宅地造成等規制法 (宅地造成工事許可)	○宅地造成工事規制区域内で下記のいずれかの行為に該当する場合、許可が必要 ・切盛土をする面積が500㎡超 ・盛土で1m超の崖が出来る ・切土で2m超の崖が出来る ・切盛土で高さ2m超の崖	建築確認申請前に 許可が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
土壤汚染対策法	○3,000㎡以上の土地を形質変更(掘削、造成、切土、盛土)する場合に届出が必要	土地の形質変更 に着手する30日前	和歌山県 橋本保健所
産業廃棄物の保管及び 土砂等の埋立ての不適正 処理防止に関する条例	○土砂等による埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡以上の場合に許可が必要	施工前に許可が必要	和歌山県 橋本保健所

※宅地造成工事規制区域外で工場等を立地する場合など、上記以外に必要な許可・届出があります。

■建築関係

法 令 等	内 容	申請期限等	届出先
工場立地法 ※21・22ページに 詳細掲載	○特定工場の届出(法第6条) 下記のいずれかの要件に該当する場合、届出が必要 ・敷地面積:9,000㎡以上 ・建築物の建築面積の合計:3,000㎡以上	着工の90日前までに 届出が必要	橋本市 企業誘致室
建築基準法	○法第6条に規定する建築物の建築または法第88条に規定する工作物の築造を行う場合、建築確認が必要 なお、用途地域ごとに建築物の用途の規制を受け、法第48条及び条例により適合しない建築物は、原則建築不可	着工前までに 確認が必要	指定確認検査機関 または 伊都振興局 総務調整課 建築グループ
建設リサイクル法	○下記のいずれかに該当する工事を行う場合、届出が必要 ・床面積80㎡以上の建築物の解体 ・床面積500㎡以上の建築物の新築・増築 ・請負金額1億円以上の建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) ・請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の工事	着工の7日前までに 届出が必要	伊都振興局 総務調整課 建築グループ
都市計画法 (開発許可)	○開発行為の許可申請(法第29条) 下記以上の面積の開発行為(造成等)を行う場合、許可が必要 ・都市計画区域内:3,000㎡以上 ・都市計画区域外:10,000㎡以上	建築確認申請前に 許可が必要 建築着工前に検査・公告を 終えること	橋本市 まちづくり課 都市計画係
景観条例 (和歌山県)	○下記を超える面積の開発行為(造成等)を行う場合、届出が必要 ・都市計画区域内:3,000㎡超 ・都市計画区域外:10,000㎡超 ○高さ13m超、または建築面積(築造面積)1,000㎡超の建築物(工作物)を新築・増改築する場合、届出が必要	着工の30日前までに 届出が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
まちづくり条例	○下記のいずれかに該当する建築物の建築行為を行う場合、事前協議申請が必要。また、申請後、各関係機関と協議が必要 ・地上3階以上 ・地上からの高さが10mを超える ・開発行為の許可申請(法第29条)	建築確認申請前に 事前協議申請が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
建築物省エネ法	○床面積が300㎡以上の建築物(非住宅等)を新築・増改築する場合、基準適合性判定が必要 ○床面積が300㎡以上の建築物(非住宅等)を新築・増改築する場合、届出が必要	基準適合性判定がないと 建築確認が交付されない 原則着工の21日前までに 届出が必要	指定確認検査機関 または 伊都振興局 総務調整課 建築グループ 伊都振興局 総務調整課 建築グループ
福祉のまちづくり条例	○特定施設の建設を行う場合に、福祉のまちづくり条例の届出が必要 (床面積が3,000㎡以上の事務所、営業所および工場が特定施設に該当)	着工の30日前までに 届出が必要	伊都振興局 総務調整課 建築グループ
屋外広告物条例 (和歌山県)	○屋外広告物を設置する場合、あらかじめ許可が必要	着工までに許可が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
道路法	○道路施工承認(法第24条) 「歩道と道路の境にある縁石ブロックを移設または拡幅する」 「市道に進入路を接続させる」「市道敷ぎに側溝を敷設する」等、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合、承認が必要 ○道路占用許可(法第32条) 上記工事等に伴い道路等を継続的に占有使用する場合、許可が必要	建築確認申請前	橋本市 都市整備課 監理保全係

■環境関係

区 分		対象施設	規 制 の 内 容		申請期限等	届出先		
大 気 汚 染	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	ばい煙	硫酸化合物	K 値規制	施設の設置または 変更の60日前まで	和歌山県 橋本保健所	
				ばいじん	施設の種類および 規模ごとの濃度規制			
				有害物質				
		揮発性有機化合物 排出施設	揮発性有機化合物	施設の種類ごとの 濃度規制				
	特定粉じん 発生施設	特定粉じん	濃度規制					
	一般粉じん 発生施設	一般粉じん	構造・使用・管理 の基準	施設の設置または 変更前に届出				
和歌山県 公害防止条例	大気に係る 特定施設		硫酸化合物	K 値規制	施設の設置または 変更の60日前までに届出			
			ばいじん	濃度規制				
			有害物質	濃度規制				
			粉じん	設備基準 濃度規制				
水 質 汚 濁	☆下水道法	有害物質貯蔵 指定施設	構造基準 定期点検の義務		※ 2 施設の設置または 変更の60日前までに届出	橋本市 ★ 下水道課 工務係 和歌山県 ★ 橋本保健所		
		特定施設	濃度規制 ※1 総量規制 有害物質使用の場合は、有害物質貯蔵指定施設 と同様の規制および汚水等の地下浸透の禁止 事業場からの総排出量が最大50㎡/日以上の 場合は「瀬戸内海特別措置法」の設置許可が 必要なため、要事前相談					
			みなし指定地域 特定施設	濃度規制 ※1 総量規制				
	和歌山県 公害防止条例	排出水に係る 特定施設	濃度規制		施設の設置または 変更の60日前までに届出	和歌山県 橋本保健所		
	下水道条例 (橋本市)	公共下水道に接続する場合、下記の排水基準が定められて います。基準を超える場合、除害施設の設置届出が必要			排水設備等の 新設・変更の着工前		橋本市 下水道課 工務係	
		水素イオン濃度		水素指数5を超え、9未満				
生物化学的酸素要求量		1ℓにつき5日間に600mg未満						
浮遊物質		1ℓにつき600mg未満						
ノルマルヘキサン		鉛油類含有量	1ℓにつき5 mg以下					
抽出物質含有量		動植物油脂類含有量	1ℓにつき 30 mg以下					
窒素含有量			1ℓにつき240 mg未満					
リン含有量			1ℓにつき32 mg未満					
騒 音	騒音規制法	特定施設に該当する場合、届出が必要			施設の設置または 変更の30日前までに届出	橋本市 生活環境課 生活衛生係		
			6:00～8:00	8:00～20:00			20:00～22:00	22:00～6:00
		第 1 種 区 域	45デシベル	50デシベル			45デシベル	40デシベル
		第 2 種 区 域	50デシベル	55デシベル			50デシベル	45デシベル
		第 3 種 区 域	60デシベル	65デシベル			60デシベル	55デシベル
		第 4 種 区 域	65デシベル	70デシベル			65デシベル	60デシベル
【第 1 種区域】第 1, 2 種低層住居専用地域 【第 2 種区域】第 1, 2 種中高層住居専用地域、第 1, 2 種住居地域、 準住居地域、無指定地域 【第 3 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域 【第 4 種区域】工業地域								
振 動	振動規制法	特定施設に該当する場合、届出が必要			施設の設置または 変更の30日前までに届出	橋本市 生活環境課 生活衛生係		
			8:00～20:00				20:00～8:00	
		第 1 種 区 域	60デシベル				55デシベル	
		第 2 種 区 域	65デシベル				60デシベル	
【第 1 種区域】第 1, 2 種低層住居専用地域、第 1, 2 種中高層住居専用地域、 第 1, 2 種住居地域、準住居地域、無指定地域 【第 2 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域								
悪 臭	悪臭防止条例	—	特定悪臭物質	区域の区分ごとの 濃度規制	—	—		

※1 総排出量が平均50㎡/日以上の事業所が対象

※2 総排出量が平均50㎡/日以上の事業所については、汚濁負荷量測定手法届も別途必要

☆ 下水道法に係る内容は、橋本市下水道課(工務係)へ届け出てください ★ 水質汚濁防止法に係る内容は、和歌山県橋本保健所へ届け出てください
この他にも和歌山県公害防止条例に該当する場合、許可・届出を必要とする場合があります

事業所設置にかがる主な届出等

消防関係

法 令 等	内 容	申請期限等	届出先
消防法	○危険物製造所、貯蔵所、取扱所を設置する場合、許可が必要	設置前に許可が必要	橋本市 消防本部 予防課
	○圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いをする場合	あらかじめ事前に	
	○消防用設備を設置・変更する場合、届出が必要	着工10日前 設置完了後4日以内	
	○防火（防災）管理者を選任（解任）する場合、届出が必要	遅滞なく	
高圧ガス保安法	○高圧ガス製造事業所・貯蔵所等を設置する場合、許可・届出が必要	設置前に許可が必要 届出の場合は事業開始の 20日前までに必要	橋本市 消防本部 予防課
火災予防条例	○下記のいずれかの行為を行う場合、届出が必要 ・指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いをする場合 ・指定可燃物指定数量5倍以上の貯蔵や取扱いをする場合 ・火気を使用する設備等を設置する場合	あらかじめ事前に	
	○防火対象物の使用を開始する場合	使用開始の7日前	

工場立地法

工場立地法の概要

届出対象工場（特定工場）

- 業 種 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
- 規 模 敷地面積 9,000㎡以上 または 建築面積 3,000㎡以上

工場立地法に関する準則

工場立地法の目的を達成するため、準則を策定し、遵守すべき項目をルール化しています。

- 生産施設面積率 敷地面積の30～65%以下（業種により異なる） ※下記一覧表を参照
- 緑地面積率 敷地面積の20%以上
- 環境施設面積率 敷地面積の25%以上（緑地を含む）※うち15%以上は敷地周辺部に配置（25%のうち緑地20%以上。残り5%は緑地または緑地以外の環境施設）

業種別生産施設面積率一覧表

業 種 の 区 分		上 限
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く）	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く）及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

届出期限

工事着手の90日前までに所定の書類を届出なければなりません。

届出先

橋本市 経済推進部 企業誘致室 〈TEL〉 0736－33－1211

届出の種類

【新設届】●対象となる特定工場の新設を行う場合

【変更届】●下記の要件に該当するような製品の変更を行う場合

- ・日本標準産業分類の他の小分類に属する業種となるようなとき
- ・準則に示す生産施設面積率等が変わるとき

●敷地面積が増減する場合

●建築面積が増減する場合

※ただし、生産施設面積の増加（スクラップ&ビルド含む）や緑地、環境施設面積の減少を伴わない場合は届出不要

●緑地・環境施設の面積が変更となる場合

※なお、緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合であっても届出は必要

●届出者の氏名、住所変更及び工場の名称、所在地を変更する場合

※ただし、交代による代表者氏名の変更は届出を必要としません

【承継届】●工場の譲り受け、合併等により特定工場の承継があった場合

緑地・環境施設について

緑地とは

- 樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するもの。
- 低木、芝、その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る）で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設。

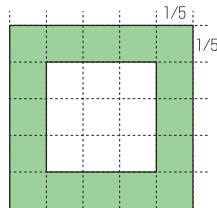
環境施設とは

下記の施設の用に供される区画された土地で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理されているもの。

- 緑地
- 屋外運動場
- 噴水、水流、池その他の修景施設
- 太陽光発電施設 など

環境施設の配置

- 環境施設は、敷地面積の15%以上を敷地周辺部に配置しなければなりません。
- 敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5の距離だけ内側に入った点を結んだ線と、境界線との間に形成される部分をいいます。



補足説明

- 面積の算定は水平投影面積によります。
- 原材料もしくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりません。
- 1階が倉庫、2階が生産施設などの場合、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となり、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。
ただし、例外的に同一建築分内の原材料もしくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所または食堂であって壁で明確に仕切られることにより、実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積を生産施設面積とすることができます。
- 投影法上、生産施設と太陽光発電施設が重複した場合、「生産施設」としても「環境施設」としてもカウントします。
- 駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として緑地に算入できます。
- 緑地の上に太陽光発電施設等を設置した場合、重複緑地として緑地面積率の1/4を限度として緑地に算入できます。